

「妊婦のための支援給付金」についてのご案内 (令和7年4月～)

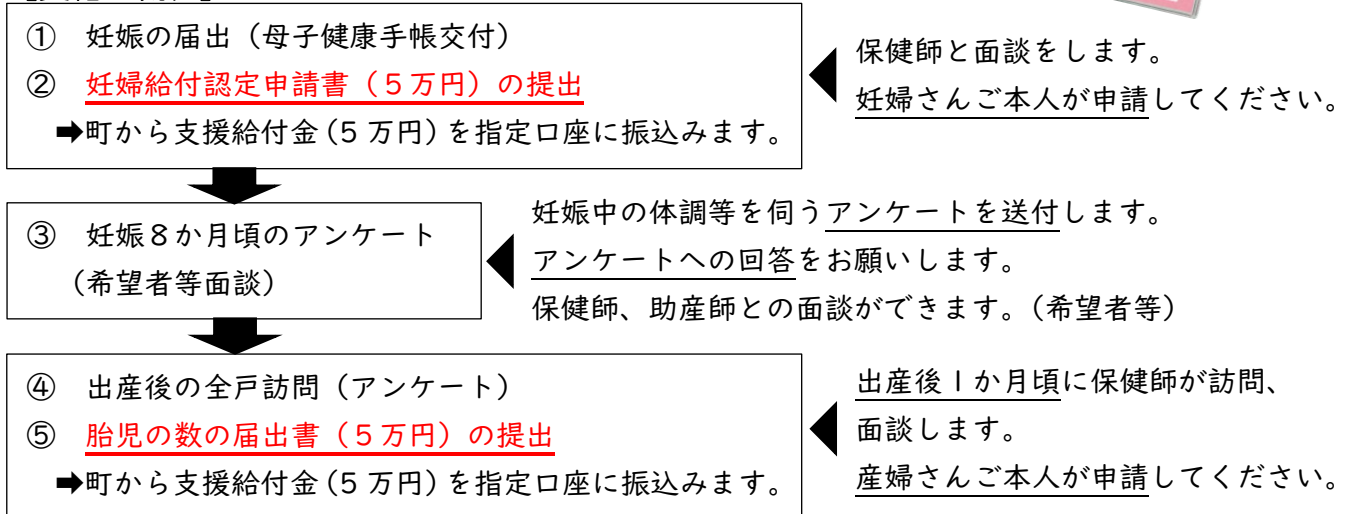
「子ども・子育て支援法」の改正により、令和7年4月1日以降、従来の「出産・子育て
応援給付金（ぎふっこギフト）」に代わり、「妊婦のための支援給付」が開始されています。
この給付は、妊婦の経済的支援と妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として
います。

【支給内容】

	妊婦支援給付金（1回目）	妊婦支援給付金（2回目）
支給申請	（原則）母子健康手帳交付時	出産後の全戸訪問時（出産予定日の8週間前から申請可。早めの支給を希望される場合はご連絡ください。）
対象者	令和7年4月1日以降の妊婦で、申請日において町内に住所がある方 注）1. 白川町以外で妊婦支援給付認定を受けた方が白川町に転入された場合は、改めて白川町の妊婦支援給付認定を受ける必要があります。 2. 転出された場合は、転出先の自治体にご相談ください。	
支給額	妊婦1人あたり 現金5万円	妊娠している子ども1人あたり 現金5万円
申請期限	胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定された日から 2年を経過する日まで	出産予定日の8週間前の日（死産・流産した時はその日）から 2年を経過する日まで
支給時期	申請後おおむね2か月程度で指定口座に振り込みます。 注）申請は妊婦本人、振込口座も妊婦名義の口座に限ります。	



【支給の流れ】



妊娠・子育てに関する相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先・相談先】

保健福祉課保健係 電話 0574-72-2317（内線 309・310）
0574-72-2484（直通）